

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成23年11月10日(2011.11.10)

【公表番号】特表2008-515116(P2008-515116A)
 【公表日】平成20年5月8日(2008.5.8)
 【年通号数】公開・登録公報2008-018
 【出願番号】特願2007-534819(P2007-534819)
 【国際特許分類】

G 0 6 F 21/24 (2006.01)

G 0 6 F 17/30 (2006.01)

【 F I 】

G 0 6 F 12/14 5 2 0 A

G 0 6 F 17/30 1 2 0 B

G 0 6 F 17/30 1 7 0 A

【誤訳訂正書】
 【提出日】平成23年9月20日(2011.9.20)
 【誤訳訂正1】
 【訂正対象書類名】明細書
 【訂正対象項目名】0 0 1 4
 【訂正方法】変更
 【訂正の内容】
 【 0 0 1 4 】

本実施形態では、ドキュメントが少なくとも一つのアクセス不可の部分を含むが、どの部分がそのように指定されるべきかの決定は、ドキュメントが公衆に利用可能とされる前になされる必要はない。まだアクセスされていない部分が存在する限り、まだアクセス不可の部分指定する時間はある。例えば、ドキュメントが5つの部分に分割され、そのうちの2つが最初に絶対的にアクセス可能として指定され、そのうちの3つが最初に可変的に利用可能として指定される。長期間、複数ユーザがそのドキュメントの種々の部分にアクセスする。ある時点で、複数ユーザが5つの部分のうち4つの部分にすでにアクセスしたかもしれない。このとき、最後に残った部分(すなわち、アクセスされていない部分)は、アクセス不可として指定され得る。この部分は、最初に絶対的にアクセス可能あるいは可変的にアクセス可能のいずれとして指定されていてもよい。